

声 明

後期高齢者医療制度に係る不服審査請求 808名の審査会裁決「棄却」「却下」に抗議する

私たち「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」は、「後期高齢者医療制度は、いのちを年齢で差別する高齢者差別法」であり、「憲法に違反する」として、北海道後期高齢者医療審査会（以下、審査会）に、昨年5月から8月にかけて808名が不服審査請求をおこないました。

昨日6日に、昨年8月に提出していた第3次提出分の裁決書が届きました。裁決結果は、第1次、第2次提出分と同様、「本件審査請求を棄却する」というものでした。

これで、私たちが提出した808名すべてが棄却もしくは却下となりました。審査請求を行った当事者一人一人の切実な声が聞き届けられなかったことは不満であり、怒りを禁じ得ません。

今回の裁決は、昨年8月に提出したもので、裁決が出るまでにちょうど1年が経過しました。当事者の中には裁決を見ずして亡くなった方もいます。請求人はすべて75歳以上であり、審査に1年を要するのは異常です。このことについても審査会に対して強く抗議をします。

「我々に死ねと言うのか」「姥すて山の制度だ」など制度の開始前も開始後も、高齢者はもちろん多くの国民が怒りの声を上げました。政府与党は、繰り返し見直しを行い、今もなお見直しを口にしてしています。しかし、いくら見直しを行っても、制度の根幹を変えなければ制度の矛盾は解決しません。

国会では参議院で後期高齢者医療制度廃止法案が可決しています。私たちは、制度の廃止以外に解決の道はないと考えています。

そのために、私たちは制度が続く限り「不服審査請求」を続ける覚悟であり、本日、2009年度の不服審査請求を審査会に対して提出致しました。

私たちは、どんな理由であれ、医療という人間の命に関わる問題で、高齢者を差別する制度は一刻もつづけさせるわけにはいきません。私たちは、ひきつづき制度の不当性・違法性を主張し、「廃止」を実現するために全力をあげます。

道民のみなさん、これまで以上にご支援をいただくとともに、「後期高齢者医療制度」の廃止に向かってともに力を尽くそうではありませんか。

2009年8月7日

後期高齢者医療制度に怒る道民の会（代表 渡部 務）

連絡先・北海道社会保障推進協議会・札幌市北区北14西3・TEL011-758-2648 FAX011-758-4666